

(6) 空積み加算額

同一規格で1箇所(1運搬)あたり4 m3未満の打設量となる場合は、生コンクリート(土木用・営繕用 共通)、モルタルに以下の金額を加算すること。但し、同一構造物及びそれに隣接する場所は合わせて1箇所とする。

制 定	令和8年04月01日
改 定	令和8年07月01日
改 定	
改 定	

	A－1 (札幌)	A－3 (新篠津)	A－4 (厚田)	A－5 (千歳)	A－6 (支笏湖)	A－7－1 (岩見沢)	A－7－2 (月形)	A－7－3 (栗山)	A－8 (夕張)	A－9 (滝川)	A－10 (留久)	A－11－1 (芦別)	A－11－2 (奥芦別)	A－12 (深川)	A－13 (沼田・曇寒別)	A－14 (浜益)		大口取引数量	
	別-1 区域含む		別-2 区域含む		別-3 区域含む	別-4 区域含む						別-5 区域別記							
打設量/箇所	4 m3未満			4 m3未満			4 m3未満				4 m3未満						4 m3未満		—
割増額 (円/式) (円/空積m3)	4,000			4,000			4,000				3,000	5,000	5,000	6,000	3,000	5,000	4,000		
	4,000			4,500			4,000												

計算例1：(割増額=4,000(円/空積m3)の場合)・・・打設量が1.0 m3の場合(4-1.0)×割増額4,000円=加算額12,000円(一式) ※打設量1m3当り換算、12,000円加算

計算例2：(割増額=4,000(円/空積m3)の場合)・・・打設量が2.0 m3の場合(4-2.0)×割増額4,000円=加算額8,000円(一式) ※打設量1m3当り換算、4,000円加算

計算例3：(割増額=4,000(円/空積m3)の場合)・・・打設量が3.0 m3の場合(4-3.0)×割増額4,000円=加算額4,000円(一式) ※打設量1m3当り換算、1,333円加算

備 考 ・(6)空積み加算額と(7)小口割増費の両方の条件に該当する場合は、両方計上すること。
・別-5 区域、国道452号 KP=98kmより先(盤の沢地区)は特別調査による。

(7) 小口割増額

同一規格で1現場(1工事)あたり下記の数量に該当する打設量となる場合は、生コンクリート(土木用・営繕用 共通)、モルタルに、打設量1 m3につき以下の金額を加算すること。

制 定	令和8年04月01日
改 定	令和8年07月01日
改 定	
改 定	

	A-1 (札幌) 別-1 区域含む	A-3 (新篠津)	A-4 (厚田) 別-2 区域含む	A-5 (千歳)	A-6 (支笏湖) 別-3 区域含む	A-7-1 (岩見沢) 別-4 区域含む	A-7-2 (月形)	A-7-3 (栗山)	A-8 (夕張)	A-9 (滝川)	A-10 (留久)	A-11-1 (芦別) 別-5 区域別記	A-11-2 (奥芦別)	A-12 (深川)	A-13 (沼田・曇寒別)	A-14 (浜益)		大口取引数量
打設量/現場	70m3未満		70m3以下		70m3未満													—
割増額 -(円/式)- (円/m3)	4,000		4,000		3,000				—							—		
	4,000		4,000		3,000													

備 考 ・セメント種別(BB、FB、N等)が異なる場合は別規格として扱う。
・(6)空積み加算額と(7)小口割増費の両方の条件に該当する場合は、両方計上すること。
・点在型工事等の場合の1現場(1工事)の範囲については、購入先等に確認すること。